

令和 7 年（ワ）第 5 6 1 号 損害賠償請求事件

原 告 エンブレム札幌清田管理組合

被 告 日本システム企画株式会社

準 備 書 面 3

令和 8 年 5 月 1 5 日

札幌地方裁判所民事 3 部 3 係 御中

上記原告訴訟代理人弁護士 渡 能 史

第 1 被告第 5 準備書面「第 2 被告の主張等」に対する反論（必要部分に限る）

1 「1 パイプテクターの効果・自由電子（水和電子）の存在等に関して」に対して

(1) 「(1) はじめに」については否認し争う。

既に、原告準備書面 1，第 2、1 項(2)で主張しているとおり、自由電子及び水和電子という水道水には存在し得ない概念を前提にしている点で科学的に誤った主張である。

なお、被告は、「パイプテクターが還元である防錆効果を発揮するには、水が赤錆に電子を与えられる状態の電子（自由電子（水和電子））になっていないければ起こらないと考えられる」と主張しているとおり（下線は原告訴訟代理人が付した）、被告の主張は科学的で明示的な根拠ではなく、憶測ないし推測が根拠となっている。

(2) 「(2) 実際に赤錆防止効果が得られている」は否認する。

そもそも、被告が実施していると主張する赤錆防止の判定は、人為的な操作により数値の調整が可能であることに加え、その結果に

についても直ちに信用できるものではない。

被告は、パイプテクターについて、科学的なメカニズムによって赤錆を黒錆変えて配管を更生する装置であると説明している。そうであるからには、当該科学的なメカニズムによってその効果を明らかにすべきである。科学的なメカニズムによる裏付けがないにもかかわらず、設置後の調査で効果が得られているとの主張のみでは、パイプテクターの効果を立証したことにはならない。

(3) 「(3) 実際の効果から推測されること」は否認する。

被告が主張するパイプテクターの科学的根拠については、既に、原告提出の意見書（甲 10、11、13、14）において反証しているとおり、科学的根拠に裏付けられるものではない。

科学的にパイプテクターの効果を説明するのであれば、まず科学的な根拠を示してから、当該根拠と因果関係のある効果を説明すべきであるが、原告の主張は、効果があることを前提にして科学的根拠を推測するものであり、結果として科学的根拠が明らかでないことを主張しているに等しい。

なお、ここでも、被告の自由電子（水和電子）に関連する主張の語尾は「考えられる」とされており、明確な科学的根拠に基づかず憶測ないし推測にすぎない主張であることが明らかにされている。

(4) 「(4) 乙 1 の記載について」は否認する。

ここでも被告の単なる推論が述べられているにすぎない。

(5) 「(5) 再現性が認められる」は否認する。

被告の主張は、ここでも、効果があるから科学的根拠があるという、およそ科学的とは評価し得ない主張に終始している。

効果は人為的に計測されるものであって、計測の仕方によっては極めて曖昧で変動的な数値にすぎないのであって、このような効果

を基礎として科学的根拠があるとの主張は、およそ科学者の主張とはいえない。

被告の主張は要するに、科学的根拠は不明だが効果が出ているから科学的根拠もあるはずだという、推測ないし憶測の域を出るものではない。

2 「2 被告がパイプテクターに効果検証のため実施している調査」 に対して

(1) 4つの調査に対して

①内視鏡調査について

被告が実施する内視鏡調査は、完全に同一部位を計測しているものではなく信用性に欠ける。

配管の閉塞率は一律ではなく、計測する箇所が僅かでもずれば、閉塞率にも当然ずれが生じる。被告の内視鏡調査は、手動で内視鏡を配管内に差し入れて多数の写真を撮影し、過去の調査で撮影した写真と同じように写っている部位を見つけて比較するという手法である。手動操作による内視鏡の位置が僅かでもずればその閉塞率は大きく変わるのであり、過去の調査との比較は意味をなさない（数十パーセントも閉塞率が変動するならまだしも、1%前後の閉塞率の変化は誤差の範囲内である）。

また、被告提出の「設置後3年後内視鏡調査報告書」（乙5）の8頁に、閉塞率を計測する前提として、断面積部分に黒いラインが引かれているが、このラインも被告において手動で引いたものであり誤差が生じうる。そして、手動のラインの僅かな誤差は、1%前後の閉塞率の誤差を生じさせることになるのであって、到底科学的な調査とは言えない。

1%前後という僅かな閉塞率の問題にするのであれば、断面とし

て切り取る部位について僅かな誤差も許されないはずであるが、被告の調査では、そのような正確性が担保されていない。

さらには、被告が多数撮影した写真から被告が恣意的に取り出した写真を比較しているにすぎず、公平性が担保されているとも言い難い。

②フィルター調査について

原告において実施されていない調査であり、調査結果自体の真実性が明らかではない。また、既に述べたとおり、科学的な根拠があるから効果が生じるのであって、科学的根拠が明らかでない効果発生の主張は意味がない。

③採水調査について

上記②と同様である。

④黒錆質量調査について

上記②と同様である。

(2) 北海道工業試験場における採水調査

否認ないし不知

原告において実施されていない調査であり、調査結果自体の真実性が明らかではない。また、既に述べたとおり、科学的な根拠があるから効果が生じるのであって、科学的根拠が明らかでない効果発生の主張は意味がない。

なお、乙 21 号証の作成者である勇田敏夫氏は、「物理学は、まず事象があり、それを論理的に説明できるよう探究する事」、「世の中には物理学的に解明されていない事象が多く存在」と述べており（乙 21、2 頁）、パイプテクターの効果を現時点で物理的に解明できていないことを自認しているに等しい。

(3) 日本赤十字社医療センターでのパイプテクターの設置

否認ないし不知

科学的専門家でもない日本赤十字社における設置実績が、パイプテクターの効果検証にどのように結びつくのか不明である。

3 「3 本件契約に至る経緯」に対して

(1) 2018年3月5日

事実経過については概ね認める。

なお、林氏は既にパイプテクターのパンフレットを入手しており、皆目見当もつかない費用を尋ねるのは当然である。また、松下氏は単なる営業マンであり、その後の複数回の打合せにおいても、松下氏から、赤錆の発生が止まり黒錆に変化すること以外に科学的効果や化学式等が語られたことは一度もない。

(2) 2018年3月8日

概ね認める。

(3) 2018年3月14日

概ね認める。

なお、松下氏から特許公報は渡されていないが、渡されたパンフレット右上部には、日本やそれ以外の国々でも特許を取得していることが表示され、松下氏からもパイプテクターが日本やそれ以外の国々でも特許を取得していることの説明があった。特許取得の事実、パイプテクター導入への追い風となったものである。

また、同日、松下氏は、10年以内に効果が出ない場合、全額返金を保証することを明言した。

(4) 2018年3月23日

認める。

(5) 2018年8月8日

事実経過については概ね認める。

パイプテクターのパンフレットに記載されている科学的根拠等を見ても、原告の理事らにはその真偽を判断することは出来なかった。

それでも原告がパイプテクター導入を決定した重要な要素としては、日本のみならず海外でも特許を取得していること、著名施設を含む多数施設への設置実績があること、10年以内に効果が出ない場合の全額返金保証があることであった。

(6) 2018年10月28日

認めるが、その決議はパイプテクターの効果や10年保証に関する錯誤に基づくものであった。

(7) 2018年11月6日

1文及び2文は認めるが、3文及び4文は否認する。

松下氏が、被告が主張している保証内容を丁寧に説明した事実はなく、原告は、効果が出なければ全額返金保証されるという錯誤に陥った状態で決議をしてしまった。

被告が保証する10年間とは、「正常なる使用状態で商品の効果が著しく低下した場合は、乙は無償で商品を交換する」ことのみであり（製品自体の保証）、設置日から1年後の内視鏡調査及び写真判定によって、被告が効果ありと判定をした場合には、その後の返金保証はない内容になっている。しかし、原告は、効果がなければ10年以内は全額返金保証があると錯誤に陥っていたくらいであり、松下氏から保証に関して丁寧に説明がなされた事実はない。

4 「4 本件契約締結に至る経緯から分かること」に対して

- (1) 林氏が松下氏と会う前から既にパイプテクターの一定の説明を受けていたことはない。

既に主張しているところではあるが、被告が主張するパイプテク

ターの効果は科学的根拠を伴わないものであり、効果判定の方法も人為的操作が介在し正確とは評価し得ない内容である。なお、被告は、松下氏がパンフレット（乙 29）を使用して原告の理事らに説明したと主張しており、ここにはパイプテクターが特許を取得している商品であることも含まれている。

被告は、「効果が得られなかったときの返金が重要である」と主張しており、この点は原告も同感である。しかしながら、効果の有無は既に述べたとおり、被告の人為的操作が介在可能な状態で実施され、被告が一方的に効果があったと認定しそれ以降の返金には応じないのだから、原告が重要と考えていた内容は蔑ろにされている。

(2) 本件契約前に、松下氏から特許公報を渡された事実はない。

被告は、本件契約前に特許公報を前提にした説明をしていないことから、特許公報に示された構造が本件契約の内容になっていないと主張するようであるが、これは被告の詭弁としか言いようがない。

詳細は後述する。

5 「5 求釈明について」に対して

詳細は後述する。

第2 原告の主張

1 特許公報に記載のパイプテクターの構造が本件契約の内容になっていること

(1) 被告は、当該特許構造については契約書に記載がない以上、契約内容には含まれないと主張する。

しかしながら、かかる主張は以下のとおり、到底認められない。

(2) 本件では、パンフレット上に特許番号が明示され、パイプテクターが特許取得済みであることが明確に表示されていた。

原告が期待して購入した製品は、パンフレットに記載された特

許を取得したパイプテクターという製品である。契約時に、特許公報等でその特許内容の詳細までは明らかにされていなくても、原告が購入しようとした製品が、当該特許を取得しているパイプテクターであったことには変わらない。

また、被告が原告に対して、販売・設置しようとした商品も、当該パンフレットに記載されたパイプテクター、すなわち、特許を取得しているパイプテクターである。

原告は、パイプテクターの設置にあたり、平成 30 年 10 月 28 日にマンションの臨時総会を開催し組合員に対する説明を実施した。

予め組合員に配付した臨時総会の議案書には被告からの説明文書もそのまま組み入れており（甲 15、7 頁）、同説明文書には、「特許取得：日本、欧州（イギリス、フランス、ドイツ）、米国、韓国、香港」との記載がある。つまり、被告はパイプテクターが日本のみならず諸外国でも特許を取得している商品であることを販売の際の「売り文句」にしているのであり、対象製品は特許を取得している製品であることは明らかである。

(3) つまり、原告と被告との合意内容は、特許を取得しているパイプテクターの売買と設置ということになる。

そして、特許の内容は本件契約時点で客観的に確定しているのであるから（甲 8）、原告が具体的に特許の内容まで認識していなくても、当該特許の内容を有するパイプテクターの売買と設置が契約内容となることに変わりはない。

本件では、原告に設置されたパイプテクターの分解調査により、特許に示された構造を有していないことが明らかになっているのであるから、被告が設置したのは特許を取得していないパイプテクターであって、原告が認識し合意した対象製品ではない。

- (4) パイプテクターに限らず、製造物の取引実務においては、契約書記載事項のみならず、パンフレット・カタログ・仕様説明資料等により示された内容も契約内容の一部として取り込まれるのが通常である。

特に特許表示は、単なる宣伝文句ではなく、技術的裏付けを伴う客観的性能や構造の表示であるため、契約当事者においては、特許の詳細の理解は出来なくとも、特許の有無が重大な関心事となることが多い。

そのような顧客心理を理解しているからこそ、被告もパンフレットに日本のみならず諸外国においても特許を取得していることを表示していたのである。

- (5) 被告は、パイプテクターが特許公報に基づいた構造であるとの説明をしていないと主張し、特許構造に記載されている構造が本件契約の内容となっていないと主張するが、販売予定のパイプテクターが特許取得商品であるとの説明はしていたし、パンフレットにも表記し、原告の臨時総会においても同様の説明文書を示している。

原告被告間では、特許公報に基づいた構造であることの詳細についてまで合意をしていたわけではないが、特許取得商品であるパイプテクターの販売設置について合意をした以上、本件の特許を取得していないパイプテクターの販売設置が、契約締結時の説明や合意内容と異なり、契約不適合を導くことは明らかである。

- (6) なお、被告の主張を前提とすると、以下のような極めて不合理な帰結となるが、契約社会において許されないことは明らかであろう。

ア パンフレット等の契約締結前の事前資料に特許番号が明記さ

れ、客観的には構造が特定されていても、契約書に構造等の詳細な記載がなければ自由に別構造の品を納入できることになる。

イ 特許表示によって顧客を誘引しながら、実際には全く異なる特許を有しない製品を納入することが許容されることになる。

ウ 結果として、広告・カタログ表示の信頼性が完全に否定され、取引の安全が著しく害される。

2 原告準備書面 2 における求釈明事項について

(1) 被告は、原告の求釈明に対し、パイプテクターの構造は契約内容になっていないとして回答を拒否している。

しかし、当事者間で詳細な構造までが合意されていなくても、特許で示された内容の構造を有していることは契約内容を構成するから、被告主張には理由がない。

原告からの準備書面 2 における求釈明事項は、今後の審理対象を確認するための意味合いのものでもあり、かつ、回答が困難な事実関係を求めているわけでもないので、再度同様の釈明を被告に求める。

(2) 被告は、契約前に原告に示したパイプテクターのパンフレット（甲 4）において、赤錆を黒錆に変える効果を有する商品であると説明し、「本装置は MNR（Nuclear Magnetic Resonance（核磁気共鳴））を利用した商品であり、磁気式（磁石）装置とは異なります」と説明し、磁気式装置ではないことを明言している。

しかし、分解調査の結果、そこには複数のネオジム磁石が組み込まれているだけであり（甲 1 2）、単なる磁気式装置としか評価し得ないものであった。被告は、パイプテクターの構造は契約内容になっていないと強弁するが、複数のネオジム磁石の集合体にすぎない本件のパイプテクターが、どのような科学的根拠をもって赤錆を黒

錆に変えるというのか、改めて釈明を求める。

以上